

山形県熱中症に係る関係課長等対策会議

日 時 令和5年8月25日(金)
午前11時15分
場 所 県庁3階 災害対策室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

(1) 今夏の熱中症対策について 資料1

- ① 県内の熱中症による救急搬送状況について
- ② 県民への注意喚起について
- ③ 学校における熱中症対策について

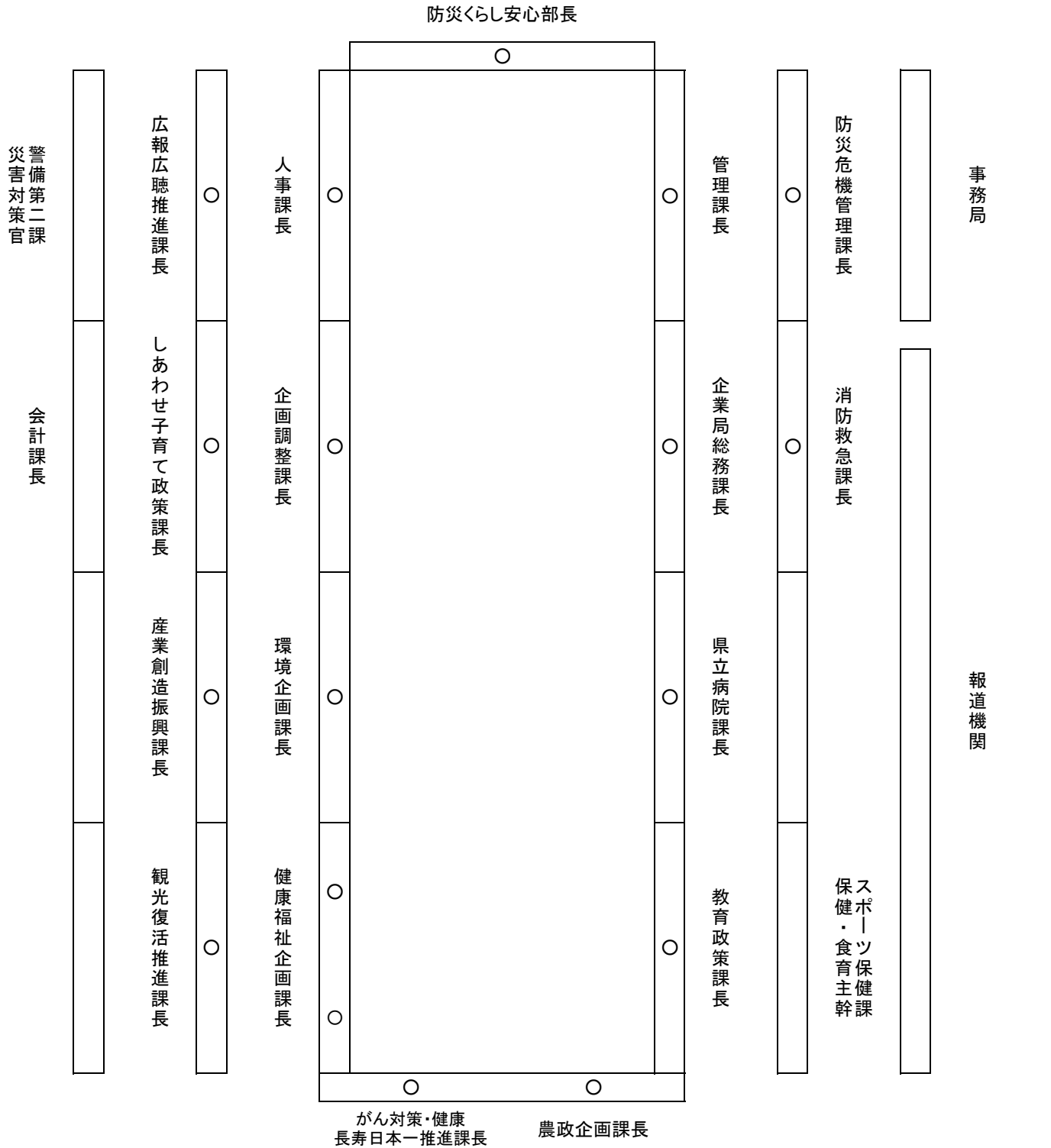
(2) 改正気候変動適応法の概要について 資料2

(3) その他

4 閉 会

山形県熱中症に係る関係課長等対策会議 席次表

令和5年8月25日(金)
山形県庁3階 災害対策室



各総合支庁総務課はzoom参加

モニター

出入口

令和5年8月25日
防災くらし安心部

県内の熱中症による救急搬送状況(R3~R5)

1 年齢及び傷病程度(初診時)

(単位:人)

年 (調査期間)	搬送 人員数	年齢区分					初診時における傷病程度				
		新生児 (生後28 日未満)	乳幼児 (7歳 未満)	少年 (18歳 未満)	成人 (65歳 未満)	高齢者 (65歳 以上)	死亡	重症	中等症	軽症	その他
令和3年 (4/26~10/3)	597	0	1	59	167	370	4	25	209	318	41
	(構成比)	0.0%	0.2%	9.9%	28.0%	62.0%	0.7%	4.2%	35.0%	53.3%	6.9%
令和4年 (4/25~10/2)	553	0	2	68	141	342	1	10	167	347	28
	(構成比)	0.0%	0.4%	12.3%	25.5%	61.8%	0.2%	1.8%	30.2%	62.7%	5.1%
令和5年 (5/1~8/20)	763	0	5	63	229	466	3	30	173	474	83
	(構成比)	0.0%	0.7%	8.3%	30.0%	61.1%	0.4%	3.9%	22.7%	62.1%	10.9%
対R4同期比 (5/2~8/21)	267	0	3	-2	103	163	2	21	27	157	60
対R3同期比 (5/3~8/22)	194	0	4	7	72	111	-1	5	-29	174	45

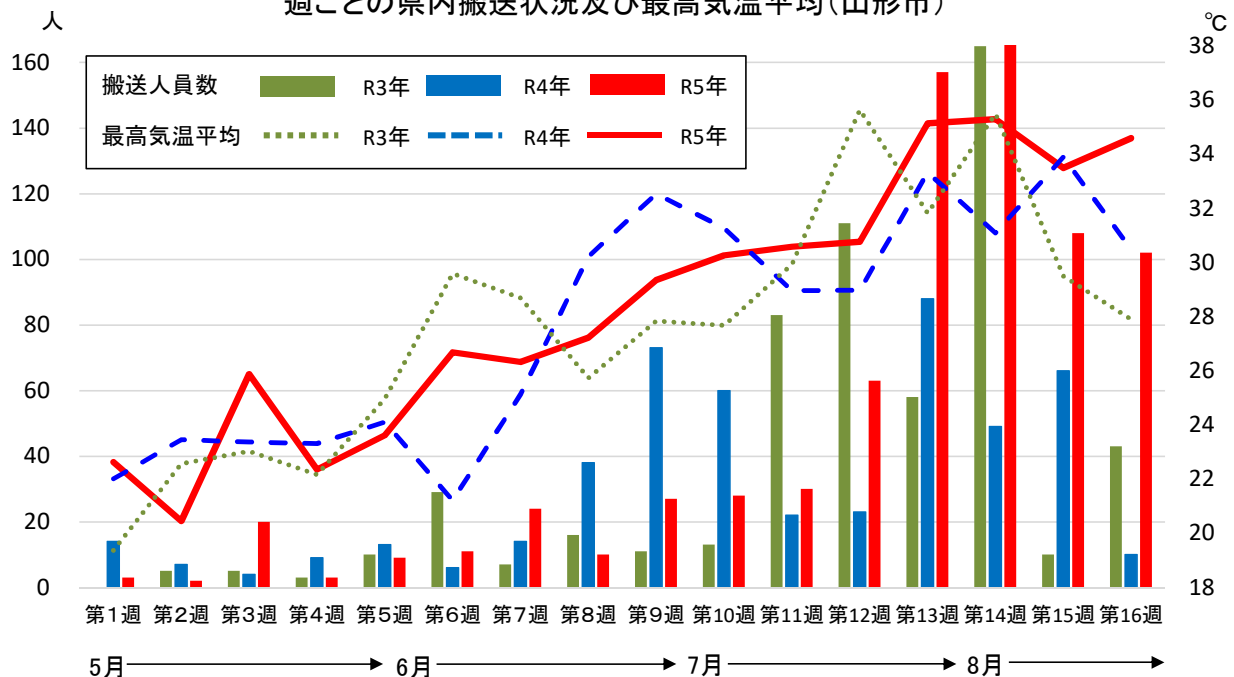
【集計対象】調査期間中に救急搬送した熱中症(疑い含む)の傷病者の人員数

2 発生場所別

(単位:人)

年 (調査期間)	搬送 人員数	住居	工場、 工事 現場等	田畑、 森林等	教育 機関	公衆出入場所		道路	その他
						屋内	屋外		
令和3年 (4/26~10/3)	597	272	62	25	27	28	74	54	55
令和4年 (4/25~10/2)	553	237	57	25	37	26	77	61	33
令和5年 (5/1~8/20)	763	364	79	29	18	47	99	88	39
対R4同期比 (5/2~8/21)	267	151	26	7	-15	23	30	32	13
対R3同期比 (5/3~8/22)	194	100	22	7	-7	21	27	36	-12

週ごとの県内搬送状況及び最高気温平均(山形市)



～適切に予防すれば、防ぐことができます～

熱中症に注意!!

熱中症の予防法

熱中症を防ぐには、「水分補給」と「暑さを避けること」が大切です!

水分補給

- こまめに**水分補給**
- のどが渇く前に水分補給
- 汗をかいた時は塩分も忘れずに



アルコールでの水分補給は ×

暑さを避ける

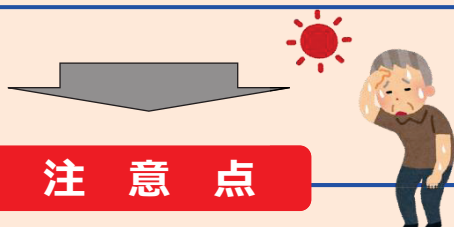
- 屋外では**日傘**や**帽子**を使う
- 日陰を利用する
- 涼しい服装
- 室内では**エアコン**や**扇風機**を効果的に使う
- 車内ではエアコンで適温を保つ



高齢者・幼児は特に注意!

高齢者の特徴

- 暑さを感じにくい
- のどの渇きを感じにくい

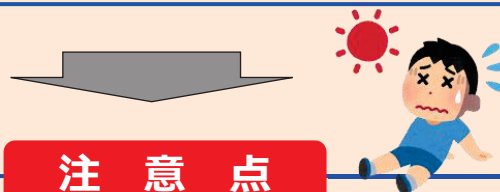


注意点

- のどが渇かなくても水分を補給しましょう
- 一人で生活している高齢者の方には、ご家族やご近所などの周囲の方々が声をかけてあげましょう

幼児の特徴




- 体温調整機能が十分発達していない
- 身長が低いいため地面からの照り返しの影響を強く受ける



注意点

- 保護者や周囲の大人は、子どもの様子を十分に観察し、水分補給や休息などを促しましょう

熱中症の対処法

重症度	症状	対処法
軽症 Ⅰ度	手足がしびれる めまい、立ちくらみがある 筋肉のこむら返りがある 気分が悪い、ボーっとする	涼しい場所へ移動 水分・塩分を補給 良くならなければ病院へ 
中等症 Ⅱ度	頭ががんがんする 吐き気がする、吐く からだのだるい 意識が何となくおかしい 	涼しい場所へ移動 水分・塩分を補給 衣服をゆるめる からだを冷やす 良くならなければ病院へ
重症 Ⅲ度	意識がない けいれん 呼びかけに対し返事がおかしい まっすぐに歩けない 	ためらうことなく救急車 (119) を要請

熱中症発症事例の主なもの

《 幼児の事例 》

- ◆ 水分摂取不足での遊び過ぎ
- ◆ 窓を閉め切った車内への置き去り

《 少年の事例 》

- ◆ 屋外での運動中
- ◆ 炎天下での競技応援中

《 労働者の事例 》

- ◆ 屋外での作業中
- ◆ 高温多湿な屋内での作業中

《 高齢者の事例 》

- ◆ 炎天下での作業中
- ◆ エアコン（冷房）の使用控え

県民への熱中症予防の注意喚起について（令和5年度）

1 従来からの継続した取組み

- (1) 県ホームページへの「熱中症予防」情報の掲載（6月中旬～）
 - ・熱中症の特徴、予防・対処方法、熱中症警戒アラート等を掲載
- (2) 県政広報媒体を活用した周知啓発
県政テレビ・ラジオ、県政広報誌、知事定例記者会見 等における呼びかけ
- (3) 熱中症警戒アラート発表時に県公式SNSで周知啓発（7月29日～）
- (4) 市町村をはじめ関係機関あて協力依頼（6月8日付 7月28日付 8月10日・24日付）
 - ・「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」
- (5) 各保健所・市町村役場等への周知ポスター掲示（6月2日～）
- (6) 郵便局への周知チラシ設置（6月20日～）
 - ・県内11局 ※包括連携協定に基づく取組み

2 今年度から拡充した取組み

- (1) プレスリリースによるマスコミへの周知協力依頼（5月16日～）
 - ・実施状況（プレスリリース・SNSでの周知啓発）

方法	プレスリリース	SNS
期間	5月16日～8月18日	4月20日～8月18日
回数	7回	8回

※急な気温上昇、県内初の真夏日、30℃前後の日が継続、救急搬送者が連日発生、猛暑日複数予測

- (2) コンビニエンスストアへの周知チラシ設置（6月20日～）
 - ・ローソン（県内108店舗） ※包括連携協定に基づく取組み
- (3) 知事コメントの発出（8月7日付）
 - ・「県民の皆様へ夏季の健康管理についてのお願い」
- (4) 県ホームページトップ画面へのバナー掲示（8月8日～）
 - ・「熱中症に注意しましょう！～適切に予防すれば防ぐことができます～」
- (5) 市町村ホームページへのリンク掲載協力依頼（8月10日付）
 - ・県ホームページ「熱中症に注意しましょう！」について、各市町村ホームページにリンク掲載の協力のお願い
- (6) 熱中症警戒アラートのメール配信サービス登録の呼びかけ（8月24日～）
 - ・環境省ホームページで事前登録を呼びかけている内容について、県ホームページで県民向けにお知らせ
- (7) 市町村の防災無線等を活用した住民向け注意喚起への協力依頼（8月24日付）
 - ・熱中症警戒アラートが発令された場合等に、防災無線や一斉メール配信サービス等の媒体を活用して住民向けに注意喚起を促すよう、市町村に協力のお願い

以上

令和5年8月25日
防災くらし安心部

熱中症による救急搬送状況の公表について

1 目的

熱中症による救急搬送者数が増嵩している現状に鑑み、その状況を県民に広く周知することで、より一層の注意喚起に資する。

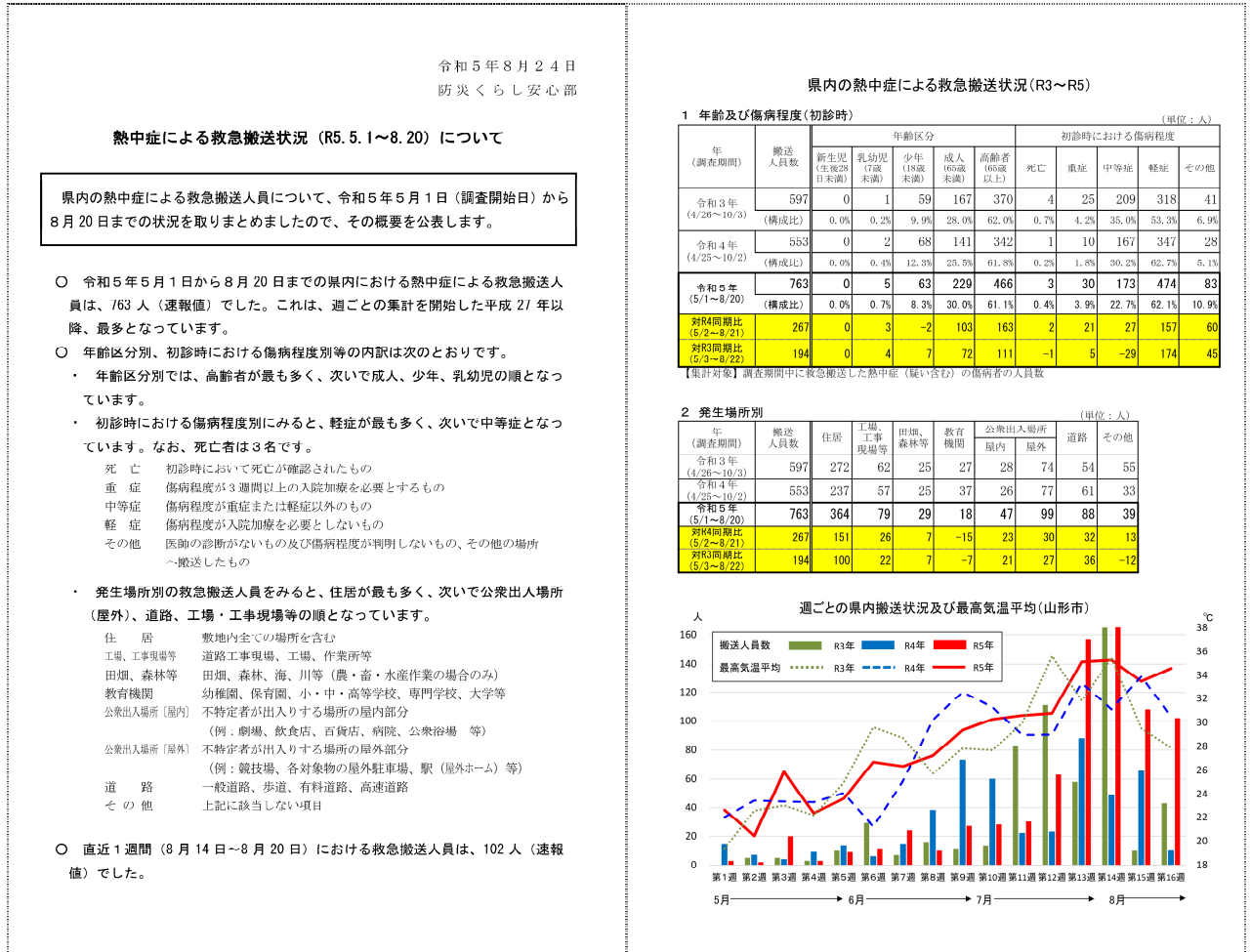
2 手法

毎週（月曜の午後を想定）、県内各消防本部からの週例報告の内容を基に資料を取りまとめ、県ホームページ上で公表する（終期は10月上旬）。

3 公表内容（いずれも、直近の報告に基づく）

- (1) 救急搬送状況の概要
- (2) 搬送者の年齢及び傷病程度、発生場所（初診時）
- (3) 週ごとの県内搬送状況及び最高気温平均（山形市）

4 公表イメージ



令和 5 年 8 月 2 5 日
教 育 局

学校における熱中症対策について

- 1 「山形県における部活動の在り方に関する方針」の策定・通知
運動部（平成 30 年 12 月）、文化部（令和元年 7 月）
- 2 令和 5 年 5 月から 7 月の 4 回にわたり、県立学校及び市町村教育委員会に対し、熱中症事故防止の注意喚起を通知
- 3 米沢市の事案を受け、県立学校及び市町村教育委員会に対し、緊急メールで注意喚起を実施（7 月 29 日（土））
- 4 県立学校及び市町村教育委員会に対し、熱中症事故防止について改めて通知を
発出（7 月 31 日（月））
《通知の概要》
 - ① 部活動等
 - 熱中症警戒アラート発表時は、活動場所の気象条件はもとより、登下校時の熱中症リスク等も十分考慮しながら、活動中止も視野に検討。
 - 活動する場合、活動場所の暑さ指数を事前に確認の上、活動の可否を判断。活動中も適宜確認。
 - ・ 暑さ指数 31℃ 以上の場合は、原則活動中止。
 - ・ 暑さ指数 31℃ 未満の場合も、個々の生徒の健康観察を行ったうえで、部活動への参加の可否を判断するとともに、活動中はこまめな水分・塩分補給や休憩の取得等の健康管理を徹底。
 - 熱中症の症状が見られた場合、迅速に、体温冷却や医療機関への搬送等、適切な対応を図る。
 - ② 登下校時
 - 児童生徒等に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給を指導するとともに、保護者に対しても熱中症対策についての注意喚起を行い、連携を図る。
 - 活動終了後は、十分にクーリングダウンを行う等、体調を整えた上で下校させる。
 - 活動中具合が悪くなった児童生徒等がいた場合、下校時に体調を再度確認し、気象状況も踏まえ生徒自身による下校の可否を判断。難しい場合、保護者等への送迎依頼を検討。
- 5 県立学校及び市町村教育委員会に対し、新学期における熱中症事故防止の徹底について通知（8 月 23 日（水））
- 6 熱中症事故の防止に向けた緊急会議の開催（8 月 24 日（木））
 - 児童生徒の命を守る観点から、健康確保や気象条件等に少しでも懸念がある場合は、今後予定されている体育祭や運動会などの学校行事等の内容変更や実施の可否も含めて検討するなど、熱中症事故防止の徹底を要請。
（参集者：市町村教育委員会担当課長及び県立学校長）

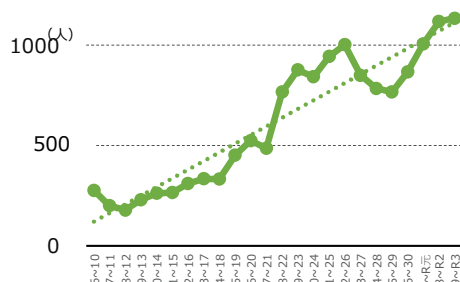
以上

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える年**も。
- 「**熱中症警戒アラート**」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温**の発生リスクも**増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



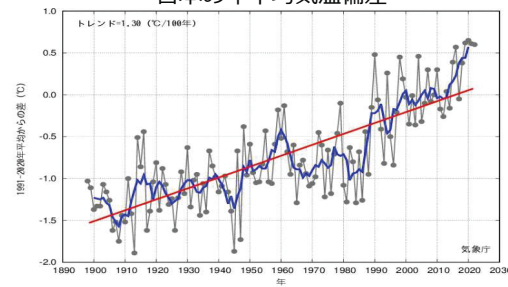
出典：人口動態統計から環境省が作成

自然災害及び熱中症による死者数

	自然災害	熱中症
2017年	129人	635人
2018年	444人	1,581人
2019年	155人	1,224人
2020年	119人	1,528人
2021年	186人	755人

出典：令和4年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



細線(黒)：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線(青)：偏差の5年移動平均値、直線(赤)：長期変化傾向。基準値は1991～2020年の30年平均値。

出典：気象庁 日本の年平均気温

■ 主な改正内容

現状

- 国の対策**
- 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で**熱中症対策行動計画**を策定（法の位置づけなし）
（関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁）

- アラート**
- 環境省と気象庁とで、**熱中症警戒アラート**を発信（法の位置づけなし）
※本格実施は令和3年から
 現行「アラート」の告知画像



- 地域の対策**
- 海外においては、極端な高温時への対策としてクーリングシェルターの活用が進められているが、国内での取組は限定的
 - 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足

気候変動適応法の改正により措置

- 熱中症対策実行計画**として**法定の閣議決定計画**に格上げ
 →関係府省庁間の**連携を強化**し、これまで以上に**総合的かつ計画的**に熱中症対策を推進
※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ

- 現行アラートを**熱中症警戒情報**として**法に位置づけ**
- さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の**熱中症特別警戒情報**を創設（**新規**）
 →法定化により、以下の**措置とも連動**した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に

- 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**として指定（**新規**）
 →指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、**一般に開放**
- 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を**熱中症対策普及団体**として指定（**新規**）
 →**地域の実情**に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を徹底



<施行期日>

- 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日
- その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- 警戒情報の発表の前提**となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
 →熱中症対策をより**安定的かつ着実**に行える体制を確立

熱中症対策実行計画（概要）

目標

中期的な目標（2030年）として、**熱中症による死亡者数が、現状（※）から半減**することを旨とする。（※ 5年移動平均死亡者数を使用、令和4年（概数）における5年移動平均は1,295名）

計画期間

おおむね5年間

推進体制

熱中症対策推進会議（議長：環境大臣、構成員：関係府省庁の局長級）において、計画の実施状況確認・検証・改善、及び新たな施策を検討するとともに、極端な高温の発生時の政府一体的な体制を構築する。

関係者の基本的役割

国：集中的かつ計画的な熱中症対策の推進、関係府省庁間及び地方公共団体等との連携強化、熱中症と予防行動に関する理解の醸成

地方公共団体：庁内体制を整備しつつ、主体的な熱中症対策を推進

事業者：消費者等の熱中症予防につながる事業活動の実施、労働者の熱中症対策

国民：自発的な熱中症予防行動や、周囲への呼びかけ、相互の助け合いの実施

熱中症対策の具体的な施策

1. 命と健康を守るための普及啓発及び情報提供

- 熱中症予防強化キャンペーンの実施
- シーズン前のエアコン点検・試運転の普及啓発
- 電力需給ひっ迫時等においても、節電にも配慮したエアコンの適切な使用の呼びかけ
- 熱中症警戒情報を発表し、各種ルート、ツールを通じて、国民に広く届け、熱中症予防行動を促す
- 救急搬送人員の取りまとめ、公表

2. 高齢者、子ども等の熱中症弱者のための熱中症対策

- 熱中症対策普及団体や、福祉等関係団体、孤独・孤立対策に取り組む関係団体等を通じた見守り・声かけ強化
- エアコン利用の有効性の周知

3. 管理者がいる場等における熱中症対策

- 【学 校】○危機管理マニュアル等に基づく対応の実施
- 教室等へのエアコン設置支援
- 【職 場】○暑さ指数を活用した熱中症予防実施
- 【スポーツ】○スポーツ施設のエアコン設置支援

- 【災害発生時】○エアコン未設置の避難所への迅速なエアコンや非常用電源の供給支援
- 【農作業】○農作業安全確認運動を通じた普及啓発

4. 地方公共団体及び地域の関係主体における熱中症対策

- 地方公共団体における体制整備
- 指定暑熱避難施設の指定や暑熱から避けるためエアコンのある施設や場の確保
- 指定暑熱避難施設の確保時における再エネや蓄電池等の活用
- 熱中症対策普及団体の指定等、民間の力を活用した熱中症弱者の見守り・声かけ強化
- 地方公共団体向けの研修会等の実施

5. 産業界との連携

- 消費者等への普及啓発、商品開発への協力依頼

6. 熱中症対策の調査研究の推進

- 高温等に関する情報の提供に向けて、予測技術等の改善

極端な高温発生時の対応

7. 極端な高温の発生への備え

- 地方公共団体内での関係部局間及び対応すべき関係機関の役割の明確化や連携、指定暑熱避難施設の確保や運営等に関する事前の準備を含め、体制整備が進むよう、日頃からの見守り・声かけ体制の活用や災害対策の知見・経験の共有等を通じ、支援
- 熱中症特別警戒情報に関する指針や体制の整備
- 熱中症特別警戒情報の在り方について、救急搬送に関する情報等の活用も含め検討
- 熱中症弱者の特定、所在把握、安否確認、避難誘導や、屋外活動の抑制等、見守り・声かけ体制や災害対策の仕組み等を参考に検討

8. 熱中症特別警戒情報の発表・周知と迅速な対策の実施

- 熱中症特別警戒情報を広く国民に届け、予防行動を呼びかける
- 指定暑熱避難施設の開放・適切な運用の確認
- 地方公共団体における対策の迅速な実施への協力

実行計画の実施と見直し

- 実行計画は、気候変動の状況、熱中症の今後の推移や国民世論の動向等を見据え、**更なる対策の追加や強化について引き続き検討**。極端な高温発生時の推進体制も検討結果に応じ見直し。